

周南市一般職の職員の給与の特例に関する条例制定について

周南市一般職の職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市一般職の職員の給与の特例に関する条例

(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における給与の特例)

第1条 周南市一般職の職員の給与に関する条例(平成15年周南市条例第44号。以下「給与条例」という。)第4条第1項第1号に規定する一般職員給料表の適用を受ける職員(給与条例第4条第4項又は第4条の2第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において「対象職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例別表第1に規定する給料月額(以下「給料月額」という。) 当該対象職員の給料月額に職務の級に応じて別表に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額(当該対象職員の給料月額に同表に定める特例基準割合を乗じて得た額が、当該対象職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該対象職員の給料月額から当該対象職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下「給料月額特例基礎額」という。))

(2) 給与条例第24条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該対象職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 給与条例第24条第1項 前号に定める額

イ 給与条例第 24 条第 2 項又は第 3 項 前号に定める額に 100 分の 80 を乗じて
得た額

ウ 給与条例第 24 条第 4 項 前号に定める額に、同項の規定により当該対象職
員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(勤務 1 時間当たりの給与額)

第 2 条 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下「減額対象職員」という。)についての給与条例第 14 条から第 16 条まで及び第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給与条例第 18 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及び月額の特殊勤務手当の合計額に 12 を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日(その年の勤務日から周南市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 15 年周南市条例第 32 号。以下「勤務時間条例」という。)第 9 条に定める休日を除いた日数)に係る勤務時間の総数で除して得た額に支給減額率を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額特例基礎額及び月額の特殊勤務手当に支給減額率を乗じて得た額の合計額に 12 を乗じ、その額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日(その年の勤務日から勤務時間条例第 9 条に定める休日を除いた日数)に係る勤務時間の総数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

(管理職手当)

第 3 条 減額対象職員についての周南市管理職手当支給条例(平成 15 年周南市条例第 47 号)に規定する管理職手当の支給金額は、同条例の規定にかかわらず、同条例の規定により算出した支給金額から、当該額に支給減額率(同条例附則第 5 項の適用を受ける職員にあつては、同項の規定にかかわらず支給減額率に 100 分の 1.5 を加算した割合)を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(周南市一般職の職員の給与の特例に関する条例の廃止)

2 周南市一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成 24 年周南市条例第 55 号)は、廃止する。

(有効期間)

3 この条例は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第 1 条関係)

職務の級	割合	特例基準割合
1 級	100 分の 1	100 分の 99
2 級	100 分の 1	100 分の 99
3 級	100 分の 1	100 分の 99
4 級	100 分の 2	100 分の 98
5 級	100 分の 2	100 分の 98
6 級	100 分の 3	100 分の 97
7 級	100 分の 3	100 分の 97
8 級	100 分の 3	100 分の 97